

自動販売機設置契約書（案）

伊豆の国市（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が所有する自動販売機の設置に関し、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 甲は、乙が所有する自動販売機を甲が所有する次の施設に設置し、乙の商品を販売することを承諾する。

施設名称	所在地	設置台数
伊豆長岡庁舎	伊豆の国市長岡 340 番地の 1	1 台
伊豆長岡庁舎別館	伊豆の国市長岡 184 番地の 2	1 台
大仁庁舎	伊豆の国市田京 299 番地の 6	1 台
韮山福祉・保健センター	伊豆の国市四日町 302 番地の 1	1 台
伊豆の国市斎場	伊豆の国市韮山多田 979 番地の 1	1 台
合 計		5 台

2. 設置する自動販売機の機種名、管理番号は別途作成する自動販売機台帳に記載のとおりとする。

第 2 条 賃貸借料は、次のとおりとする。

施設名	年 額（税込）
伊豆長岡庁舎・伊豆長岡庁舎別館	円
大仁庁舎	円
韮山福祉・保健センター	円
伊豆の国市斎場	円
合 計	円

第 3 条 乙は、当該年度中（4月1日から翌年3月31日まで）における賃貸借料を5月31日までに甲が発行する納入通知書により納めることとする。

支 払 回 数	年 1 回 支 払
---------	-----------

2. 振込手数料は乙の負担とする。

第 4 条 本契約の有効期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

第 5 条 甲は、乙の従業員又は乙の指定する業者が、商品補充・代金の回収・自動販売機の保全修理のために設置先へ立ち入ることを許可する。

第 6 条 甲は、努めて自動販売機の保全に協力するとともに、故障発生時には直ちに乙へ連絡するものとする。

第 7 条 自動販売機の設置、維持管理、移動、撤去は乙の費用と責任にて行うものとし、甲は乙の承諾なしに、自動販売機を移動、撤去できないものとする。なお、電気の使用については子メーターを設置し、その検針値に基づいた電気使用料を、翌月末までに甲が発行する納入通知書により納めることとする。

第 8 条 乙は、自動販売機の点検に努め、万一故障又は損傷が生じた場合は、速やかに必要な措置をとる。なお、修理に要した費用は、甲の責に帰すべきものを除きすべて

乙が負担する。

第 9 条 甲に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙は通知・催告を要せず直ちに、本契約を解除することができる。

- (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の処分もしくは申し立てを受けたとき、又は、破産、特別清算、民事再生手続、会社更生手続のいずれかの申し立てを受けるか、又は自らこれらの申し立てを行ったとき
- (2) 営業の廃止又は解散・組織変更の決議をしたとき、もしくは監督官庁から営業停止又は営業免許、営業登録の取消処分を受けたとき
- (3) 手形もしくは小切手の不渡りを出したとき
- (4) 本契約の各条項に違反し、催告されても 1 ヶ月以内に履行されないとき
- (5) その他、前各号に類する事態が生じ、乙の甲に対する信用不安が生じたとき

第 10 条 前条の定め又は有効期間満了により、本契約が終了した場合は、乙は自動販売機を直ちに撤去する。

第 11 条 解除または解約等により 5 か年を経過せずに本契約が途中で終了したときは、甲は第 2 条で乙が支払う金員のうち、未経過期間相当分を月割計算により乙に返還するものとする。また、受注者の都合により、契約期間中に契約解除する場合は、今後 5 年間本件一般競争入札に参加できなくなることがある。

第 12 条 甲及び乙は、本契約の内容及びこれに付随する一切の事項ならびに甲・乙双方から知りえた秘密事項及び個人情報等を本契約期間中は勿論、本契約終了後といえども利用してはならず、また、相手方の事前の承諾がない限り第三者に許可なく開示又は漏洩してはならない。

第 13 条 本契約に定めのない事項は、信義・誠実の原則に基づき、甲・乙両者協議のうえ、円満に解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

住 所 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の 1

(甲)

氏 名 伊豆の国市長 山下 正行 印

住 所

(乙)

氏 名 印